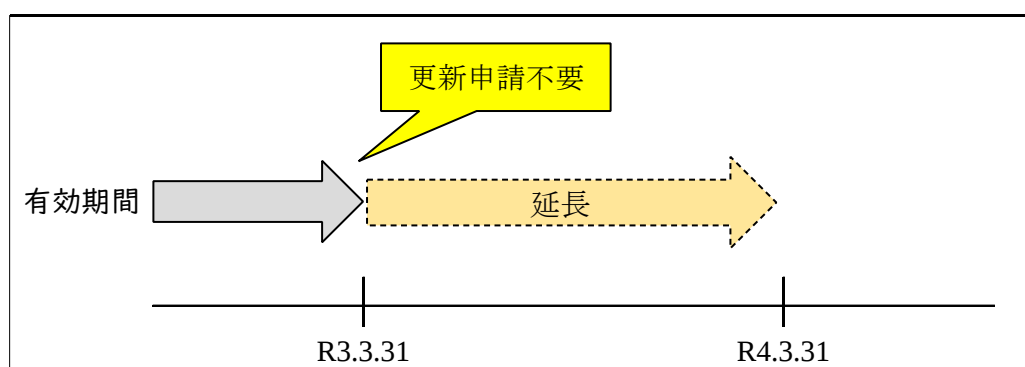


令和2年度中に減免承認を受けた県内中小企業等の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、工業系試験研究機関の依頼試験、開放機器（ぎふ技術革新センター含む）手数料等に係る減免の有効期間を自動で令和4年3月31日まで延長します。

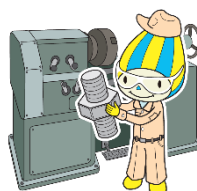
◇ 令和2年度中に交付された減免承認書について、有効期間を令和4年3月31日まで延長します（減免率は50%）。

◇ 現在お持ちの減免承認書は、令和4年3月31日まで有効とみなされますので、依頼試験及び開放機器利用（革新センター含む）時にそのままお使いいただけます。延長のための手続きは不要です。



◇ ただし、減免の対象となる県内事業所等の閉鎖（廃止）又は減免要件に規定する中小企業でなくなった場合は、減免を受けることは出来ませんので、速やかに承認を受けた工業系試験研究機関にご連絡ください。

ご不明な点は、岐阜県商工労働部産業技術課又は工業系試験研究機関（岐阜県産業技術総合センター（ぎふ技術革新センター）、岐阜県食品科学研究所、岐阜県セラミックス研究所及び岐阜県生活技術研究所）にお問い合わせください。



岐阜県商工労働部産業技術課